

船舶インシデント調査報告書

令和6年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和5年9月29日 05時04分ごろ
発生場所	静岡県沼津市沼津港 沼津港航路導流堤灯台から真方位213° 220m付近 (概位 北緯35° 04.6′ 東経138° 51.0′)
インシデントの概要	砂利運搬船第五十七さだ丸は、沼津港へ入航中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和5年11月9日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第五十七さだ丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	144097、盛徳海運建設株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ満潮時
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、砂約1,650tを積載し、船首約3.7m、船尾約5.1mの喫水で、揚げ荷役を行う沼津港北岸壁に着岸する目的で、東北東進中、同港港口への接近に伴い、順次減速し、船長が単独で操船に、他の乗組員が船首及び船尾の入港配置につき、入港準備作業を開始した。</p> <p>船長は、本船（全長約68m）で北岸壁に着岸する場合、港内では入航して変針する場所が狭く、港口を通過後に約90°変針する必要があったので、港内での変針を小さくしようと東方寄りから進入する針路を取ろうと思った。</p> <p>船長は、沼津港港口南西方沖から港口に接近し、港口付近に支障となる船舶を見掛けず、目視のみで港口両側の灯台（北側の沼津港西防波堤灯台及び南側の沼津港航路導流堤灯台）を見ながら、港口に向けて左転していたところ、急に減速して動かなくなり、船体への衝撃は感じなかったが本船が港口の南方沖（狩野川河口）の浅所（以下「本件浅所」という。）に座洲したことが分かった。</p> <p>船長は、主機を後進に掛けたり、本船から降ろした搭載船で本船の後方に運んで海中に投入したケッジアンカー（船尾の錨）を、本船により巻き上げたりして後方への離脱を試みたが離洲できず、A社に本インシデントの発生を報告し、海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、本インシデントの翌日、A社が手配したタグボートによって離洲し、浸水箇所の有無及び航行の可否確認を行った後、自力航行</p>

	<p>して沼津港北岸壁に着岸した。</p> <p>船長は、沼津港の入港経験が10回程度あり、本件浅所があることを知っていたが、本インシデント時、作動中のレーダーとGPSプロッターを見ていなかったため、本件浅所に接近していることを知らなかった。</p> <p>海図W82（内浦湾付近）によれば、沼津港は、南西端に港口があり、港口付近から東北東方向に約200m及び北北西方向に約400mの広さであり、同港の北側には東岸壁、北岸壁及び西岸壁がそれぞれ配置され、南東端には港奥の内港とを結ぶ小型船舶が往来する水路があり、本インシデント発生場所の底質は粗砂である。</p> <p>（付図1 航行経路図 参照）</p>
分析	<p>本船は、沼津港港口南西沖から港口に接近中、船長が、北岸壁に着岸する目的で、港内での変針を小さくしようと東方寄りから進入する針路を取ろうと思い、目視のみで同港港口両側の灯台を見ながら、港口に向けて左転していたことから、本件浅所に接近していることに気付かず、本件浅所に座洲したものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、沼津港港口南西沖から港口に接近中、船長が、北岸壁に着岸する目的で、港内での変針を小さくしようと東方寄りから進入する針路を取ろうと思い、目視のみで同港港口両側の灯台を見ながら、港口に向けて左転していたため、本件浅所に接近していることに気付かず、本件浅所に座洲したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、浅所からの離隔距離を十分にとり、GPSプロッターやレーダー等を活用して船位を確認して航行すること。

付図1 航行経路図

